

# 町職員の給与に関する条例の一部改正

第5回町議会臨時会が11月25日(会期1日)に開かれ、町職員の給与に関する条例の一部改正など11議案(町長提出)について審議が行われた結果、原案どおり可決されました。その主な内容をお知らせします。

## 平成15年度 一般会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ677万3千円を追加し、総額を58億8,592万8千円にしました。これは、11月に行われた衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う経費の追加補正です。( )は補正後の総額

- 歳入
- 県支出金 650万円
- (1億5,432万1千円)
- 繰越金 27万3千円
- (2億2,350万1千円)
- 歳出
- 総務費 677万3千円
- (30億4,461万3千円)

## 工事請負契約の変更

公共下水道事業明和1号幹線管渠築造工事(15 2工区)請負契約額1億920万円を53万5,5

00円減額して1億866万4,500円に変更しました。これは、県道麦倉・川俣停車場線の役場西信号交差点付近から新里集会所付近までの施工延長390mの区間で、到達立て坑が上流部発注の推進工事との関係により立て坑内の埋め戻しおよびマンホールの築造を施工しないことにより費用が減額となったものです。

## 町職員の給与に関する 条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定(改定率マイナス1.07%)に伴う条例改正で、国と同じく一般職員の基本給の減額改定と諸手当の減額改定を行いました。また、年間給与で実質的な均衡を図るため、不遡及部分について期末手当の支給月数0.25月の引き下げ分については、12月期の期末手当で調整を行います。なお、適用は平成15年12月1日からです。ただし、通勤手当は平成16

年4月1日からです。

これにより初任給(一般行政職)は、高校卒:14万3,300円、短大卒:15万4,300円、大学卒:16万6,500円と減額になりました。

## 町議会議員に対する期末手当 支給に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、町議会議員に対する12月期の期末手当を一般職員との均衡を考慮して0.25月分減額しました。

## 町長、助役、収入役等の 諸給与条例の一部改正

人事院勧告に基づき、町長、助役、収入役の12月期の期末手当を一般職員との均衡を考慮して0.25月分減額しました。

## 町教育委員会教育長の給与 等に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき、教育委員会教育長の12月期の期末手当を一般職員との均衡を考慮して0.25月分減額しました。

## 平成15年度 一般会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出そ

れぞれ2,557万1千円を減額し、総額を58億6,035万7千円にしました。これは、人事院勧告に基づく給与改定に伴う給与の減額および人事異動に伴う給与費の増減に伴う補正です。( )は補正後の総額

- 歳入
- 繰入金2,557万1千円減
- (20億4,953万2千円)
- 歳出
- 議会費 270万7千円減
- (7,696万2千円)
- 総務費 801万8千円減
- (30億3,659万5千円)
- 民生費 214万5千円減
- (7億304万円)
- 衛生費 17万3千円減
- (3億6,891万4千円)
- 農林水産業費 9万7千円減
- (1億2,653万6千円)
- 商工費 16万円減
- (2,943万円)
- 土木費 138万4千円減
- (3億5,566万円)
- 教育費 1,088万7千円減
- (5億8,462万円)
- 国民健康保険
- 特別会計補正予算

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ312万3千円を追加し、総額を8億1,290万7千円にしました。これは、給与改定に伴う給与費の減額および人事異動に伴う給与費の増額に伴う追加補正